

別記様式第1号(第四関係)

大台町活性化計画

三重県大台町

平成28年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	大台町活性化計画
都道府県名	三重県
市町村名	大台町
地区名(※1)	大台町地区
計画期間(※2)	平成28年度～平成32年度

目標:(※3)

加工施設整備により、地域の農林水産物生産現場での営農政策と連動した取組みとし、地域の安心安全な農林水産物を活用した加工商品の安定生産・安定供給を行うことで新たなマーケットを開拓し販売額の増進を図る。具体的な数値目標としては、加工施設の指定管理者(予定)である第3セクターの年間総売上額を3,000万円(H26期実績)から5,000万円増の8,000万円まで増進することを目指す。その方法としては、加工工程のオートメーション化により作業効率を高め、近い将来予測される大台町産「柚子」の搾汁作業に対応すると同時に柚子果汁・皮を利活用した商品開発と適切なプロモーションを行い実践する。また柚子だけではなく、主力商品である「山フキ」「鮎」についても商品の質をより高め、現状より販売額を増大させる。

目標設定の考え方

地区の概要:

大台町は、平成18年1月10日に旧大台町と旧宮川村が合併して誕生し、面積は362.94Km²あり、県内の町で最大である。この内90%以上を森林が占めており、かつては林業を基幹産業として栄えていた。

位置は、三重県中南部にあり、大台ヶ原(源流)から伊勢湾に注ぐ一級河川「宮川」沿いに東西に細長く広がり、上流域は吉野熊野国立公園、全域を奥伊勢宮川峡県立自然公園に指定されている自然豊かな町である。国際的にも自然資源の貴重さが認められており、源流域の大杉谷峡谷を核心地域として「ユネスコエコパーク」の指定を受けている。また、平成28年3月には緩衝地域及び移行地域として町全域を対象に指定を受ける予定である。

町の西部(旧宮川村地域)は1,000m級の山々に囲まれた急峻な地域で、山峡の合間に集落が点在する純山村となっている。東部(旧大台町地域)の中流域は、宮川と国道42号が併走しており、また、町の中心地には紀勢自動車道IC及びJR特急停車駅があり、当町は三重県北中部と南部(東紀州)、名古屋や大阪など都市と農村をつなぐ重要な物流・人流の基幹地点となっている。

町の基幹産業は、農業、水産業と林業であり温暖で多雨な気候と水質日本一の「宮川」の伏流水を活かした米、茶、フキ、鮎、しいたけなどが栽培され、特に茶は日本有数の産地である。近年では、水田や茶園から柚子への転作が行われ栽培本数としては、三重県一となっている。

現状と課題

<加工施設の問題点>

本加工施設は、地域産の安心安全な農林水産物を原材料として加工品を製造していることから、消費者の人も高く、このことが地域の農林水産業者の営農意欲にもつながっており、高齢化が進む中で生きがいであるとともに経済波及効果もある。また、生産現場と連携した事業展開を行うことが可能で地域密着型で地域の農業政策への貢献度が高い。

しかし近年は、高齢化に伴う生産量の低下や生産からの離脱などにより原材料である農林水産物の集荷は不安定で、年間の生産計画・売上数値目標が立てられないなど、経営上の支障も生じている。また、加工工程の大部分が手作業であるため求められる供給量が確保できていない。また、異物の混入の蓋然性など安心安全を消費者に提供している加工施設として改善すべき問題もある。

<大台町産、近隣市町産「柚子」への対応>

町では不作付地の解消として地域特産物「柚子」の作付けを進めている。さらに、平成21年頃から三重の中南部で栽培されている「柚子」の搾汁作業への対応が平成27年度から既に始まっており、将来には年間約10～42t規模で収穫される近隣市町産「柚子」の受け入れ拠点としての役割を果たしていくことが想定されている。これらの柚子を受入れるための施設整備、加工するための機械設備の能力向上とオートメーション化が喫緊の課題である。また大台町内で栽培されている柚子も平成32年には約30t、平成35年まで柚子の栽培奨励事業を継続すると平成40年には約100tほどの生果の収穫が見込まれ、将来にわたり集荷される柚子の量に応じた加工機械設備だけでなく、果汁や皮を冷凍保管するための設備の整備も大きな課題となっている。

今後の展開方向等(※4)

本加工施設の整備については、平成27年度から山村活性化支援事業(ソフト)を活用し、経営状況の分析とともに商品ラインナップの見直しとブラッシュアップ、新商品のプロモーションを実施中である。加えて当該事業の実施により、搾汁ライン設備や冷凍冷蔵設備を備えた加工施設を新たに整備し、地域の生産者や販売店の参画を得ながら下記の取組みを通じて、地域農業の活性化、地域産物の販売額の増加、またこれを機会とした交流人口の拡大を目指す。

- 町の農業政策により農林産物の安定生産、安定供給を確保
- 加工機会のオートメーション化を行い製造工程を効率化
- 農林産物加工商品の効果的なプロモーションの実施

本事業の実施により、平成32年には地域産物の総売上額8,000万円/年の目標を達成する。

【記入要領】

※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。

※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。

※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。

※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。

また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
大台町	大台町地区	処理加工・集出荷貯蔵施設(農林水産物処理加工施設)	大台町	有	イ	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
大台町	領内・大杉	山村活性化支援事業	大台町	H27～H29で実施

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

松阪地域定住自立圏の構成市町(松阪市、明和町、多気町、大台町)の連携・協働により、地場産品振興事業として圏域全体で地域資源を活用した地場産品の振興を図り、圏域のスケールメリットを活かした産品のプロモーションや販売をより効率よく効果的に実施していく。

【記入要領】

- ※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- ※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- ※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。
- ※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- ※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- ※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

大台町地区(三重県大台町)	区域面積 (※2)	36,294ha
区域設定の考え方 (※3)		
①法第3条第1号関係: 当該区域の総面積36,294haのうち、約94%(34,073)を農林地が占めており重要な産業となっている地域である。		
②法第3条第2号関係: 本町の人口は、平成17年～平成22年の5年間で約6%減少(11,099人→10,416人)しており、人口減少に併せて農業就業人口も約33%減少(532人→353人)している。また農林業就業人口のうち65歳以上の高齢者が約53%(190人)を占めており、農業就業人口の減少と高齢化の進行が町の活力低下にも大きく影響している。		
③法第3条第3号関係: 本計画区域は、町内全域が過疎地域、半島地域、特定農山村地域、辺地地域で宮川地域(荻原・領内・大杉)が振興山村に指定されている。市街地区域はない。		

【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1) 市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備 促進法第2 条第2項第1号 イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

(2) 市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3) 開設の時期 (農林水産省令第2条第4号ニ)

--

【記入要領】

※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。

※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。

※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。

※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。

※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。

※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。

※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

- ※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第8項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。
- ※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第8項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。
また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。
- ※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。
- ※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。
- ※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。
- ※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。
- ※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

目標達成状況の評価

<交流人口数>計画期間最終年度の翌年度である平成33年度に計画主体である大台町が、主要調査地点のレジデータ等により総数を把握する。
<地域産物売上額>指定管理者の決算報告で実績を把握する。

【記入要領】

※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。